

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(3)	成果等
	教育効果の測定／司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。	I ○	B	B
2-45 司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結び付いているか。	I ○	B	B

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-44 教育効果の測定については、前年度の評価結果で、留意点として、「客観的なデータに基づく教育目標の検証」、「龍谷版共通の到達目標モデル」を活用した授業への反映についての今後に期待する旨の指摘を受けており、以下のとおり対応した。 (1) 法科大学院固有の教育目標に係る達成状況の測定 教育目標に係る達成状況の測定については、「修了生進路状況調査」を活用した測定・検証を行っている。2015年度には、第1回教授会（2015. 4. 8開催）では、前年度末に実施した「修了生進路状況調査」の調査結果を配付し、教育目標に係る達成状況について審議に供した。その結果、教育目標については、達成しつつある状況であることを確認した。 (2) 「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定 本学法科大学院にとっての「基本的素養の水準」とは、「龍谷版共通の到達目標モデル」である。このモデルの策定は、2013年度であり、「共通の到達目標モデル（第二次案修正案）」をミニマム・スタンダードとして検討した上で、独自の教育理念に基づく内容を付加したものである（「龍谷版共通の到達目標モデル」p. 3）。 2014年度には、このモデルの授業への反映を図り、2015年度には、達成状況に係る測定方法の検討に取り組んだ。 具体的には、第4回FD全体会（2015. 11. 4開催）で、本件をテーマとした討議を行い、学生の学習到達度の測定方法については、①定期試験、②定期試験に代わる課題研究レポート、③中間試験、④小テスト等、⑤授業中の教員からの質問に対する応答内容を組み合わせることで成績評価を行うことで一致した。これにより、「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定方法に関する結論を得ることができた。 2-45 司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報の把握・分析状況並びに法科大学院の恒常的な改善を図るための活用状況については以下のとおりである。

(1) 司法試験受験者数及び合格者数に関する情報の把握・分析状況、活用状況について、

① 司法試験合格状況

法務省発表に基づく 2015 年司法試験の受験・合格状況及び前年との比較は、以下の表のとおりである。

	2015 年		【参考】2014 年	
	全国	本学	全国	本学
受験者数	8,016 人	90 人	8,015 人	105 人
短答合格者数	5,308 人	47 人	5,080 人	47 人
短答合格率	63.4%	52.2%	66.2%	44.8%
最終合格者数	1,850 人	8 人	1,810 人	8 人
最終合格率	23.1%	8.9%	22.6%	7.6%

2015 年度の実験合格率は 8.9%であり、前年と比べ、概ね横ばいであり、法科大学院認証評価における指摘事項との関連では、依然として全国平均（23.1%）の 2 分の 1 に達していない。

② 受験・成績の把握状況

司法試験の受験有無及び受験者成績（短答式成績・総合成績）については、キャリア委員会の統括の下、対象となる修了生全員に対し、電子メール、郵送等で調査票を送付し、情報提供を呼びかけている。この調査は試験終了後（5 月）、短答式試験の成績発表後（6 月）及び最終成績発表後（10 月）に実施している。また、修了生が研究生に出願する際（9 月・3 月）にも、出願書類に過去の司法試験成績を記入することを求めている。

これらの調査等による把握状況は、以下の表のとおりであり、把握率は前年度とほぼ同様である。

	2015 年	【参考】2014 年
受験者・短答合格者・最終合格者の氏名	全員を把握	全員を把握
短答式試験成績	受験者 90 人中 61 人の成績を把握 (把握率：67.8%)	受験者 105 人中 73 人の成績を把握 (把握率：69.5%)
総合成績	短答合格者 47 人中 33 人の成績を把握 (把握率：70.2%)	短答合格者 47 人中 33 人の成績を把握 (把握率：70.2%)

③ 分析・活用状況

司法試験に関する分析としては、2015 年司法試験の問題公表後、直ちに各授業担当者による出題分析を行い、FD 全体会で共有した。具体的には、第 2 回 FD 全体会（2015.6.10 開催）では、行政法、民法、商法及び民事訴訟法を、第 3 回 FD 全体会では、憲法、刑法及び刑事訴訟法を取り上げ、本学法科大学院の授業内容が、司法試験に対応しているか等の検討を行った（「2015 年度 FD 活動報告書」pp. 19-21）。

次に、2015 年 10 月 18 日及び 10 月 25 日には、教務委員会の統括の下、その年の司法試験合格者による体験報告会（合同ゼミ）を開催した。合同ゼミでは、各合格者が司法試験での答案を再現した資料を持ち寄り、試験の現場で、どのように思考し、どのように答案を作成したのかという報告を行った。法科大学院教員は、このゼミにコメンテーターとして参画し、学生・修了生に対する指導を行うことで、上述の FD で得られた知見の活用を図った（「2015 年度合格者 TS ゼミガイド」p. 3）。

さらに、第 4 回 FD 全体会（2015 年 11 月 4 日開催）では、司法試験成績と在学中の成績との相関に関する分析を行った。加えて、法務省から提供を受けた概括的な受験・成績状況に関する情報についても分析を行った（「2015 年度 FD 活動報告書」pp. 24-25）。その結果、在学中の学業成績が良好な者は司法試験の合格（不合格者にあっても短答式試験の合格）の可能性が高い傾向があり、本法科大学院における教育内容が司法試験において問われる内容に適合している結果が現れていることを確認した。また、今年度からの取り組みとして、司法試験合格者のアンケートについても分析を行った。その結果、合格者が合格のために克服すべき

とした課題の中から、ほとんどの合格者に共通する回答として、①正確な知識を身につける、②定められた時間内に答案を書ききる、③出題者が求めていることを読み解く等の特徴を抽出することができ、新しい知見が得られた。

今後は、司法試験合格状況の改善に向けて、各種分析から得られた知見を活かしていく予定である。

(2) 標準修業年限修了者数及び修了率に関する情報の把握・分析について

標準修業年限修了者数及び修了率に関する情報の把握・分析については、2015 年度には、2014 年度入学の既修者 2 人全員及び 2013 年度入学の未修者 8 人中 6 人が標準修業年限で修了している。

したがって、標準修業年限修了率は、80.0%である。

標準修業年限修了者の状況については、修了判定時の教授会で確認しているほか、第 2 回 FD 全体会 (2015. 6. 10 開催) で、前年度第 2 学期の成績分布とともに討議した (「2015 年度 FD 活動報告書」 pp. 19-21)。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点 (【改善勧告】【努力課題】【留意点】)」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況
・教授会の下で、教務委員会、FD 委員会及びキャリア委員会が相互に連携し、司法試験合格率の向上に努める。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項 (特色ある取り組みや成果創出など) とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況
・引き続き教授会の下で、教務委員会、FD 委員会及びキャリア委員会が相互に連携し、司法試験合格率の向上に努める。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-44	① 「龍谷版共通の到達目標に係る到達度の測定方法について (提案)」 2015 年 11 月 4 日 第 4 回 FD 全体会了承
	(再掲: 1-3-⑤) 「2014 年度 修了生進路状況調査 教育目標の検証に係る設問に関する集計結果」 2015 年 4 月 8 日教授会報告
	(再掲: 2-5-③) 「龍谷大学法科大学院 2015 年度 FD 活動報告書」 2016 年 4 月
	(再掲: 2-26-②) 「龍谷版共通の到達目標モデル」 2013 年 11 月
2-45	① 「2015 年度 司法試験受験状況調査の実施について」 2015 年 5 月 13 日教授会報告
	② 「2015 年司法試験に係る短答式試験の成績状況調査について (ご協力のお願ひ)」 2015 年 6 月 8 日付け文書
	③ 「2015 年司法試験にかかる総合成績状況調査について (ご協力のお願ひ)」 2015 年 9 月 18 日付け文書
	④ 「合格者アンケート集計結果<要約抜粋>」
	⑤ 「2015 年度 当法科大学院修了者の司法試験受験状況等の分析調査に関する実施報告書」 2016 年 1 月 20 日
	⑥ 「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.htm >最終アクセス: 2016/04/26
	(再掲: 2-5-③) 「龍谷大学法科大学院 2015 年度 FD 活動報告書」 2016 年 4 月
	(再掲: 2-24-⑤) 「2015 年度合格者 TS ゼミガイド」

Ⅱ. 評価結果

総評
基準2-44 教育目標に係る達成状況の測定については、「修了生進路状況調査」を活用した測定・検証を行っているが、その結果では概ね有益な回答を得ているが、達成基準が不明確であるため、一概に「達成しつつある状況である」とは判断しがたい。また、「龍谷版共通的到達目標モデル」に対する達成状況に係る測定方法について、FD全体会において、5項目を組み合わせて成績評価を行うことにより、統一的な達成状況の測定方法を確立することに結びついた点は評価できる。 基準 2-45 司法試験受験者数及び合格者数については、全体的な把握は十分なされていると判断する。ただし、2015年度の最終合格率は8.9%であり、前年と比べ概ね横ばいであり、依然として全国平均（23.1%）の2分の1に達していない状況である。その分析については、FD全体会での討議により、司法試験と教育課程との関係性や学生の学業成績と司法試験合格との関係は明らかになったが、合格率向上に向けた改善の努力を継続して頂きたい。 また、標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報は把握されており、適切であると判断する。分析状況については、FD全体会での討議した結果、問題はないと判断されている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
「龍谷版共通的到達目標モデル」に対する達成状況に係る測定方法について、FD全体会において、5項目を組み合わせて成績評価を行うことにより、統一的な達成状況の測定方法を確立したことは評価できる。今後の検証に期待したい。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）
2-45 【問題点】
1) 司法試験の合格率が経年的に全国平均の1/2未満であり、各種情報の把握・分析をより積極的に行い、その結果に基づき、合格状況を向上させることが望まれる（評価の視点2-45）